

ユースオリンピック競技大会優秀者等表彰要項

平成24年3月2日
文部科学大臣決定

1 (趣旨)

この表彰は、ユースオリンピック競技大会において優秀な成績を収めた者等に対して文部科学大臣が表彰を行い、その栄誉を讃えることを目的とする。

2 (表彰の対象)

文部科学大臣は、次の各号の一に該当する者を表彰する。

- (1) ユースオリンピック競技大会において第1位から第3位までに入賞した者
- (2) 前号に掲げる者の指導に特に貢献があったと認められる者

3 (日本オリンピック委員会の意見聴取)

上記2(2)に掲げる者の表彰については、あらかじめ、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年8月7日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)の意見を聴くものとする。

4 (表彰の方法)

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

附 則

この要項は、平成24年3月2日から施行し、第1回ユースオリンピック競技大会以降の競技会から適用する。